

『2012 新規上場の手引き』(市場第一部・第二部編) 新旧対照表

項番	章	頁数	箇所	新	旧
1	III	66～67	2 企業経営の健全性(規程第207条第1項第2号)	<p>次に、申請会社の役員が他の会社等の役職員等と兼職関係にある場合については、まず、取締役会への出席状況などから、当該役員がその求められる監督機能を十分発揮しているかどうかを確認するとともに、常勤役員については、その業務の執行の機動性が損なわれていないかどうかを確認します。</p> <p>当該兼職先と申請会社が取引関係を有するような場合にあつては、<u>その取引に対する適切な牽制を働かせることのできるガバナンス体制が構築できているか、取引条件の決定の手続きの状況などを踏まえ、申請会社が不利益を被るような決定となっていないか等を審査において確認し、適切な体制、運用が確認できれば、当該兼任について、認められるものと判断することもあります。</u></p>	<p>次に、申請会社の役員が他の会社等の役職員等と兼職関係にある場合については、まず、取締役会への出席状況などから、当該役員がその求められる監督機能を十分発揮しているかどうかを確認するとともに、常勤役員については、その業務の執行の機動性が損なわれていないかどうかを確認します。</p> <p>当該兼職先と申請会社が取引関係を有するような場合にあつては、<u>その取引条件の決定の手続きの状況などを踏まえ、申請会社が不利益を被るような決定となっていないか慎重に検討することとなります。そして、仮にそのような決定が行われるような状況にあることが認められる場合には、兼職の解消などを要請することもあります。</u></p> <p><u>上記の観点から、申請会社の代表者が他の上場会社の代表者を兼職することについては、慎重に対応していただくことが必要です。</u></p>
2	III	67	2 企業経営の健全性(規程第207条第1項第2号)	<p>また、申請会社が親会社等を有している場合(いわゆる「子会社上場」に該当する場合)で、親会社等の役職員と兼職又は親会社等から出向している取締役の合計人数が、<u>取締役会(委員会設置会社においては各委員会を含む)</u>の半数以上を占める場合や定款において定められた決議要件の加重により、その経営方針の決定や業務執行に当たって親会社等の影響を強く受ける形態である場合には、少数株主保護の観点から審査の進め方はより慎重なものとなります。</p>	<p>また、申請会社が親会社等を有している場合(いわゆる「子会社上場」に該当する場合)で、親会社等の役職員と兼職する取締役または委員会設置会社における各委員会の委員が半数以上を占める場合や定款において定められた決議要件の加重により、その経営方針の決定や業務執行に当たって親会社等の影響を強く受ける形態である場合には、少数株主保護の観点から審査の進め方はより慎重なものとなります。</p> <p>なお、子会社上場に該当する場合であつて、上記の場合のように、取締役又は委員会設置会社における各委員会の委員の大多数が親会社等の元役員によって占められている場合には、取締役又は委員への就任及び転籍の経緯や時期等について、確認を行なうこととなります。</p>

項番	章	頁数	箇所	新	旧
3	III	69～70	2 企業経営の健全性(規程第207条第1項第2号)	<p>申請会社が親会社等の一事業部門を分社化して設立されている場合には、申請会社の事業活動が親会社等の事業活動の一部の機能を担うのみで、申請会社自らが事業活動上の意思決定を行わず、専ら親会社等の指示のみにより事業活動を行っていることも考えられます。</p> <p>あるいは親会社等における関係会社管理の方針などの理由から、申請会社が事業活動を継続的かつ自由に遂行するうえで必要となる経営方針又は営業方針等の決定を独自に行い難い状況にあることも考えられます。</p> <p>このような場合には、親会社等の裁量により、本来、申請会社の株主に還元されるべき利益が不当に侵害される可能性が高いこととなり、申請会社は単なる親会社等における「一事業部門」に過ぎないと考えられます。このような会社は独立した投資対象物件として投資者に提供するには望ましくないこととなります。</p> <p>したがって、申請会社が親会社等における「一事業部門」であるか否かについては、<u>例えば、次のような点を確認し、申請会社が独自に事業活動を行う機能を有しているか、親会社等から自由な事業活動や経営判断を阻害されておらず近い将来においても阻害されるおそれがないか判断することになります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 申請会社の役員の親会社等の企業グループの役職員との兼任の状況が、申請会社自らの意思決定を阻害するものとなっていないか 申請会社の日常の業務運営が申請会社自らの意思決定により行われており、親会社等からの指示のみで事業活動が行われていないか 業務上の意思決定について、事前に親会社からの承認を求められるような規定が存在していないか 申請会社が製品に関する市場調査、開発、企画、立案等を行うなど、独自の開発力、技術力、ノウハウ等を有しているか 価格交渉、新規顧客開拓、既存顧客に対する拡販活動等の営業活動を自らが行っているか <p><u>なお、親会社等の企業グループの中に、申請会社の事業内容と類似している事業を営んでいる会社が存在する場合は、親会社等が申請会社の利益よりも、グループ全体の利益を優先させようとするために、その支配的立場を利用し、申請会社の事業活動を制限又は調整する可能性が想定されます。この場合には、それぞれの事業内容やその特徴(営業地域、販売先、販売ルートなど)を踏まえたグループにおける各社の位置づけ(競争が発生している場合にはその経緯)、親会社等から独立した経営を行う理由、親会社等による申請会社に対する事業調整の内容などもふまえて、親会社等から不当な事業調整を受けないだけの独立性を有しているかどうか判断することになります。</u></p> <p><u>また、申請会社が親会社等の「一事業部門」である懸念があり、親会社等の申請会社に対する出資比率も高い場合(連結子会社である場合など)においては、親会社等の出資比率の引き下げの方向性についての確認をふまえて、判断することとなります。</u></p>	<p>申請会社が親会社等の一事業部門を分社化して設立されている場合には、申請会社の事業活動が親会社等の事業活動の一部の機能を担うのみで、申請会社自らが事業活動上の意思決定を行わず、専ら親会社等の指示のみにより事業活動を行っていることも考えられます。</p> <p>あるいは親会社等における関係会社管理の方針などの理由から、申請会社が事業活動を継続的かつ自由に遂行するうえで必要となる経営方針又は営業方針等の決定を独自に行い難い状況にあることも考えられます。</p> <p><u>また、親会社等の企業グループの中に、申請会社の事業内容と類似している事業を営んでいる会社が存在する場合は、親会社等が申請会社の利益よりも、グループ全体の利益を優先させようとするために、その支配的立場を利用し、申請会社の事業活動を制限又は調整する可能性が想定されます。</u></p> <p>このような場合には、親会社等の裁量により、本来、申請会社の株主に還元されるべき利益が不当に侵害される可能性が高いこととなり、申請会社は単なる親会社等における「一事業部門」に過ぎないと考えられます。このような会社は独立した投資対象物件として投資者に提供するには望ましくないこととなります。</p> <p>したがって、申請会社が親会社等における「一事業部門」であるか否かについては、<u>申請会社と類似事業を営む会社それぞれの事業内容やその特徴(営業地域、販売先、販売ルートなど)からグループにおける各社の位置づけを判断し、申請会社が親会社等から自由な事業活動や経営判断を阻害されていないか、近い将来において阻害されるおそれがないか、という点について慎重に確認を行うこととなります。</u></p> <p><u>また、申請会社が親会社等の「一事業部門」である懸念があり、親会社等の申請会社に対する出資比率も高い場合(連結子会社である場合など)においては、親会社等の出資比率の引き下げの方向性についての確認をふまえて、判断することとなります。</u></p> <p><u>申請会社が親会社等における「一事業部門」であるか否かについての具体的な観点は上記のほか、次のようなものも挙げられます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 申請会社の役員の親会社等の企業グループの役職員との兼任の状況が、申請会社自らの意思決定を阻害するものとなっていないか 申請会社の日常の業務運営が申請会社自らの意思決定により行われており、親会社等からの指示のみで事業活動が行われていないか 業務上の意思決定について、事前に親会社からの承認を求められるような規定が存在していないか 申請会社が製品に関する市場調査、開発、企画、立案等を行うなど、独自の開発力、技術力、ノウハウ等を有しているか 価格交渉、新規顧客開拓、既存顧客に対する拡販活動、等の営業活動を自らが行っているか

項番	章	頁数	箇所	新	旧
4	III	72	2 企業経営の健全性(規程第207条第1項第2号)	<p>この基準に基づく審査では、申請会社の企業グループが親会社等の企業グループから独立して事業活動を行う上で必要な人員を確保できる状況にあるかどうかを確認します。</p> <p>申請会社の企業グループが親会社等の企業グループから出向者を受け入れている場合、出向者の配置状況等から申請会社の企業グループの経営の独立性が阻害されていないかを確認します。<u>独立性の観点で親会社等からの影響を受けやすい部門を管掌する役員及び部門長に出向者が配置されている場合などは、親会社等からの独立性の観点で問題があるものと考えられます。ただし、経営方針の決定や親会社等との取引に関係のない部門を管掌する役員及び部門長に出向者が配置されているケースについては、支配力に与える影響を考慮したうえで認められるものと判断することもあります。</u></p> <p>また、出向契約が解消された場合に代替要員の確保が可能であるなど、親会社等からの出向者の状況が申請会社の企業グループの事業の継続に影響を与えないことも重要です。<u>出向者が有する専門知識やノウハウに依存しており、代替性のない場合は、継続性に支障を来す可能性が高いと考えられますが、外部登用や内部昇格等により、代替要員を確保できる見込みが確認できれば、継続性の有無に影響を与えないものと判断することもあります。</u></p>	<p>この基準に基づく審査では、申請会社の企業グループが親会社等の企業グループから独立して事業活動を行う上で必要な人員を確保できる状況にあるかどうかを確認します。</p> <p>申請会社の企業グループが親会社等の企業グループから出向者を受け入れている場合、出向者の配置状況等から申請会社の企業グループの経営の独立性が阻害されていないかを確認します。<u>特に申請会社の企業グループの経営の意思決定に関わる重要性の高い役職に出向者が配置されている場合などは、申請会社の親会社からの独立性が損なわれていると判断することがあります。なお、申請会社の常勤役員が親会社等からの出向者である場合、審査の進め方はより慎重なものとなります。</u></p> <p>また、<u>出向者の経営の意思決定への関与状況に関わらず</u>、出向契約が解消された場合に代替要員の確保が可能であるなど、親会社等からの出向者の状況が申請会社の企業グループの事業の継続に影響を与えないことも重要です。</p>
5	III	78	3 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性(規程第207条第1項第3号)	<p>さらに、これらの組織運営や社内規程の遵守状況についてチェックを行う内部監査の体制及び実施状況などについても確認することとなります。この際に留意すべきポイントは、<u>内部監査が公正かつ独立の立場から実施可能な体制が構築できているか、</u>ということです。<u>内部監査の専門の組織を有する場合は、当該組織が特定の事業部門に属していないかを確認します。また、専門の組織を有せず、内部監査を担当する人員を定める場合は、当該担当者の属する部門に対する内部監査が、自己監査とならないよう手当てされているか等を確認します。</u></p> <p><u>一方で、内部監査業務をアウトソーシングする場合は、通常、公正・独立性は担保されと考えられますが、アウトソーサー任せにせず、社長等が内部監査の重要性を認識したうえで主体的に関与しているかどうかを確認します。例えば、計画・監査内容の策定や改善方法の決定等といった主要な業務を申請会社が行うことが考えられますが、ノウハウやリソースの関係からそれらを含めて包括的にアウトソースする場合には、実効性の高い内部監査が実施されるよう、会社の現状、業務内容、問題意識などを適切に伝えたりするなど主体的に関与することが必要となります。</u></p>	<p>さらに、これらの組織運営や社内規程の遵守状況についてチェックを行う内部監査の体制及び実施状況などについても確認することとなります。この際に留意すべきポイントは、<u>組織として完全に独立している必要はありませんが、内部監査が自己監査とならないように、内部監査を担当する人員は、被監査部門とは独立した形で機能しているかどうか</u>ということです。(例えば、総務部門などで内部監査を担当する人員(他の業務と兼任可)を定め、内部監査規程に基づき内部監査が行われている場合(ただし、総務部門は自己監査とならないよう別の部門の人員が担当していること)などは、組織としては独立していませんが、内部監査は行われているものとみなされます。)また、監査業務の一部について外部の専門機関を利用する場合は、計画・監査内容の策定や改善方法の決定等を申請会社が行うなど、主体的に内部監査を実施していることが必要です。</p>
6	III	79	3 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性(規程第207条第1項第3号)	<p>また、申請会社の企業グループが、有効な牽制機能を確保するために必要な人員を確保していることも重要な審査項目になります。複数の部署にまたがる横断的な役職の兼務、同一部門内の縦の役職の兼務等が行われている場合、当該兼務によって組織的な牽制体制が阻害されていないかの確認を行います。</p> <p><u>例えば、以下のようなケースについては内部牽制上、職務遂行上の懸念があるため、認められないと考えます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表取締役社長等が特定部門の組織長を兼任しており、実質的にも必要な牽制が効いていないケース ・代表取締役社長等が複数の組織長を兼任していることで、本来の社長等としてすべき職務の遂行に支障を来しているケース 	<p>また、申請会社の企業グループが、有効な牽制機能を確保するために必要な人員を確保していることも重要な審査項目になります。複数の部署にまたがる横断的な役職の兼務、同一部門内の縦の役職の兼務等が行われている場合、当該兼務によって組織的な牽制体制が阻害されていないかの確認を行います。</p>

項番	章	頁数	箇所	新	旧
7	III	79	3 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性(規程第207条第1項第3号)	<p>なお、申請会社の企業グループにおける役職員の多くが出向者で占められている場合には、<u>申請会社の企業グループの継続性の観点から、代替性が確保されているかどうかを中心に確認していくこととなります。</u></p>	<p>なお、申請会社の企業グループが役職員を出向者に大きく依存している場合には、申請会社の企業グループの安定的な人的基盤の確保の観点から、その状況を慎重に検討することとなります。特に、常勤役員が出向者である場合には、より慎重に取り扱うこととなります。</p>
8	IV	112	2 企業経営の健全性	<p><u>(5)事業競合について</u></p> <p><u>Q12:親会社等の企業グループの中に、当社と類似の事業を営む会社が存在する場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。</u></p> <p><u>A12:親会社等がその支配的立場を利用し、申請会社の事業活動を制限又は調整する可能性が想定されることから、申請会社との競合が発生している経緯、親会社等から独立した経営を行う理由、親会社等による事業調整の内容や子会社管理の状況、将来的に申請会社の独立性を阻害する事情の有無等を踏まえ、申請会社が親会社等から不当な事業調整を受けないだけの独立性を有しているかどうか判断することとなります。</u></p> <p><u>また、類似事業を営む会社との間で既に製品や販売エリア等の区分を行っている場合には、将来的に申請会社の事業活動を制限又は調整される可能性が低いと判断することができます。</u></p> <p><u>なお、申請会社と競合が発生している場合には、独立役員への面談等を通して、少数株主保護の観点からその考え方をヒアリングしたり、競合の状況について開示を求める場合もあります。</u></p>	(新設)
9	IV	112	2 企業経営の健全性	<p><u>Q13:「親会社等と競合が発生している経緯、親会社等から独立した経営を行う理由、親会社等による申請会社に対する事業調整の内容などもふまえて、親会社等から不当な事業調整を受けないだけの独立性を有しているかどうか判断することとなります。」とありますが、例えばどのようなケースが問題になると考えられるのでしょうか。</u></p> <p><u>A13:申請会社の事業活動が親会社等から制限又は調整され、独立性が否定される事例として、例えば、以下のようなケースなどが想定されます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・親会社等と競合する地域の出店状況から、親会社等から申請会社が不採算店を押し付けられていると判断されるケース</u> <u>・親会社等の一方的な都合により、申請会社が新商品の発売を制限されたり、発売時期を変更させられたりしているケース</u> <u>・親会社等が対応できない受注分を申請会社に発注しているが、不採算案件が多い場合や、その間で親会社等が不当に利益を得ているケース</u> <u>・親会社等と競合する部門の事業責任者や多数の従業員が、親会社等からの出向者であるケース</u> 	(新設)

項番	章	頁数	箇所	新	旧
10	IV	112～113	2 企業経営の健全性	<p>Q15:「親会社等からの影響を受けやすい部門を管掌する役員及び部門長に出向者が配置されている場合などは、親会社等からの独立性の観点で問題があるものと考えられます。」とありますが、親会社等からの支配力に影響を及ぼす部門を管掌する役員及び部門長とは、具体的にはどのようなものを指すのでしょうか。</p> <p>A15:親会社等に対し、多額の売上を計上している申請会社における販売部門を管掌する役員等については、その販売価格や取引金額を親会社等とその出向者が決定できる状況となるため、該当する可能性が高いと考えます。また、経営企画部門などの申請会社における経営の意思決定に対して大きな影響を持つと考えられる部門を管掌する役員等についても同様です。</p>	<p>Q13:「特に申請会社の企業グループの経営の意思決定に関わる重要性の高い役職に出向者が配置されている場合などは、申請会社の親会社からの独立性が損なわれていると判断することがあります。」とありますが、経営の意思決定に関わる重要性の高い役職とは、具体的にはどのようなものを指すのでしょうか。</p> <p>A13:申請会社の経営の意思決定における、親会社等からの出向者の役職の重要性については、申請会社全体のガバナンス並びに組織の体制や意思決定手続きなどを踏まえて判断することとなります。一般的には、経営企画部門や管理部門などの経営の意思決定に対して大きな影響をもつと考えられる部門を統括する役職に出向者が配置されている場合が挙げられます。</p>
11	IV	116	3 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	<p>Q23:重要部門(財務部門や大口取引先との営業部門)の責任者(部長級:決裁権限有)が外部(金融機関又は大口取引先)からの出向者となっています。このような場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。</p> <p>A23:重要部門の責任者が受入出向者である場合、出向者の受入を強制されていないか(独自の事業運営体制が阻害されていないか)といった観点の他、外部登用や内部昇格等により、代替要員を確保できる見込みがあるか等を確認することとなります。これらの事項が確認できる場合には、審査上認められるものと判断することもあります。</p>	<p>Q21:重要部門(財務部門や大口取引先との営業部門)の責任者(部長級:決裁権限有)が外部(金融機関又は大口取引先)からの出向者となっています。このような場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。</p> <p>A21:受入出向者が存在する場合、受入人員数、受入ポストの状況、受入に至る経緯などを総合的に踏まえ判断を行うこととなりますが、その際には出向者の受入を強制されていないか(独自の事業運営体制が阻害されていないか)といった観点だけでなく、事業遂行上必要かつ十分な人材の確保を独自に行うことが可能であるかといった観点からも判断を行います。なお、決裁権限を有するレベルの人材が外部からの出向者であるようなケースでは、特殊な事例(※)を除き極めて慎重な判断を行っています。</p> <p>※ 例えば、転籍を前提に受入を行ったものの、対象者の旧勤務先での企業年金の受給資格との関係で数か月は出向形態を維持したいケースなど。</p>

項番	章	頁数	箇所	新	旧
12	IV	117	3 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	<p><u>(10)その他経営管理上の留意点について</u></p> <p><u>Q26:経営管理機能(総務部門・経理部門など)の一部を外部委託することについて、問題はありますか。</u></p> <p><u>A26:最近の企業経営において、特に管理部門の業務遂行にあたっては、経営資源の効率的活用という観点から、業務の一部の外部委託(いわゆるアウトソーシング)を行う企業が増加しています。</u></p> <p><u>これらは、従来の単にコストの削減を目的とした給与計算など単純業務の外注化から、経営資源の集中投入による効率的活用による「コア・コンピタンスの確立」(会社の得意な分野へ経営資源を集中投入し、そうでない分野には積極的に外部資源を活用する)を目的とした、より戦略的な外注利用へと環境変化が生じていることが背景にあると思われます。</u></p> <p><u>上場審査において、アウトソーシングすること自体を審査上直ちに問題視するものではありませんが、例えば総務・経理部門の一部をアウトソーシングした場合でも、正確性や秘密保持を担保するとともに、アウトソーシング先(以下、「アウトソーサー」といいます。)から入手した資料を自社で分析できる体制が整っており、かつ情報取扱責任者が責任をもって開示できる体制になっていることなどが必要と考えています。さらに、万が一従来のアウトソーサーへ業務委託を行うことが困難となった場合の影響や対応についても、事前にご検討いただく必要があると考えています。</u></p> <p><u>また、アウトソーシングしている場合には、その対象となる業務の重要性に応じて、その内容を「I」の部「の」事業等のリスク等にも適切に記載していただくことも必要であると考えています。</u></p> <p><u>なお、申請会社が行うアウトソーシングが適正に管理されているかどうかについては、申請会社の事業内容、組織形態さらにはアウトソースする事業も様々であると思しますので、個々のケースによって異なるものと考えられます。</u></p> <p><u>よって、アウトソーシングの実施を検討されている場合には、主幹事証券会社や監査法人などに相談したうえで行っていただくようお願いいたします。</u></p> <p><u>以下にアウトソーシングを行う際の主な留意点を示します。</u></p> <p><u>a.主体は申請会社</u></p> <p><u>どのような業務をアウトソーシングするにせよ、事業遂行のための意思決定、戦略立案など会社としての方向性を決定する最終的な判断は申請会社自身が行うべきものと考えています。</u></p> <p><u>また、アウトソーシングした業務内容、アウトソーサーから入手した資料に対する理解は当然のことながら申請会社自身ができることが前提であり、また、アウトソーサーが行う業務内容の評価などの管理を定期的に自社が主体となって行うことも必要です。</u></p> <p><u>b.適切なディスクロージャーへの対応</u></p> <p><u>法令等に基づくディスクロージャーや決算短信などのタイムリーディスクロージャーに密接に関連する業務の一部をアウトソーシングする場合には、適時・適切な開示に支障のないような体制を確保することが必要です。</u></p> <p><u>c.インサイダー取引規制への対応</u></p> <p><u>業績に関する情報など、重要事実該当する情報をアウトソーサーが外部公表前に知り得ることができる場合には、機密保持契約を締結するなど、情報の漏洩を防止するための適切な手段を講じる必要があります。</u></p> <p><u>d.アウトソーサーの適切な選択</u></p> <p><u>アウトソーサーへの業務遂行が安定的かつ継続的に実施されるべく、信用力や実績のあるアウトソーサーを選定すべきであり、また、万が一アウトソーサーへの業務委託が継続できなくなるような状況が発生した場合に備えて代替先の確保が容易に行うことができるか、もしくは会社内部での対応にすみやかに切替えることが可能であるかなどの体制整備をする必要があります。</u></p>	(新設)

項番	章	頁数	箇所	新	旧
13	A	191	1 新規上場申請に係る提出書類一覧 (内国株券)	(留意点) (1) 申請書類のうち、法令により電磁的記録が可能な書類(株主総会招集通知、株主総会議事録、取締役会議事録等)を電磁的記録で作成している場合については、 <u>電磁的記録(CD-ROM等)による提出も可能です。</u>	(留意点) (1) 申請書類のうち、法令により電磁的記録が可能な書類(株主総会招集通知、株主総会議事録、取締役会議事録等)を電磁的記録で作成している場合については、 <u>下記のいずれかの方法で提出してください。</u> a. <u>電磁的記録(CD-ROM、フロッピーディスク等)による提出</u> <u>電磁的記録に記録された内容に関して原本と相違ない旨を記載した書面を添付してください。</u> b. <u>電磁的記録に記録された内容を記載した書面による提出</u> <u>原本証明を添付してください(株主総会招集通知を除く)。ただし、提出書類のうち公衆縦覧に供される書類(定款、新株発行決議に関する取締役会議事録等(原本証明付))については、資料の正確性を考慮しまして、書面によるご提出をお願いしております。</u>
14	A	191	1 新規上場申請に係る提出書類一覧 (内国株券)	(2) 定款、上場申請日に書面によりご提出いただき、上場日にTDnetを通じた登録を行っていただきます。また、コーポレート・ガバナンスに関する報告書については、上場申請日 <u>にドラフト版、上場承認日までに確定版</u> をご提出いただき、上場日にTDnetを通じた登録を行っていただきます。	(2) 定款については、上場申請日に書面によりご提出いただき、上場日にTDnetを通じた登録を行っていただきます。また、コーポレート・ガバナンスに関する報告書については、上場申請日 <u>以降上場承認日までに</u> ご提出いただき、上場日にTDnetを通じた登録を行っていただきます。
15	A	192	1 新規上場申請に係る提出書類一覧 (内国株券)	<u>(削る)</u>	<u>(原):原本証明を付記していただきます。</u>
16	A	192	1 新規上場申請に係る提出書類一覧 (内国株券)	新規上場申請決議取締役会議事録(写)	新規上場申請決議取締役会議事録(写) <u>(原)</u>
17	A	192	1 新規上場申請に係る提出書類一覧 (内国株券)	定款◆	定款 <u>(原)</u> ◆
18	A	192	1 新規上場申請に係る提出書類一覧 (内国株券)	新規上場申請事業年度開始日以降における株主総会及び取締役会議事録(写)	新規上場申請事業年度開始日以降における株主総会及び取締役会議事録(写) <u>(原)</u>
19	A	193	1 新規上場申請に係る提出書類一覧 (内国株券)	株式事務取扱規程(写)を含む。	株式事務取扱規程(写) <u>(原)</u> を含む。
20	A	194	1 新規上場申請に係る提出書類一覧 (内国株券)	株式事務代行機関の設置を証する書面(写)◆	株式事務代行機関の設置を証する書面(写) <u>(原)</u> ◆
21	A	195	1 新規上場申請に係る提出書類一覧 (内国株券)	<u>(削る)</u>	<u>直前事業年度末時点における固定資産台帳(写)◆</u>
22	A	195	1 新規上場申請に係る提出書類一覧 (内国株券)	申請事業年度の月次業績管理資料(写)◆	<u>最近1年間及び</u> 申請事業年度の月次業績管理資料(写)◆

項番	章	頁数	箇所	新	旧
23	A	195	新設 〔「独立役員届出書のドラフト」の下〕	(提出時期) 上場申請日 (提出書類) コーポレート・ガバナンスに関する報告書ドラフト※◆ (根拠) IIの部記載要領XI(14)	(新設)
24	A	195	新設 〔「コーポレート・ガバナンスに関する報告書ドラフト」の下〕	(提出時期) 上場申請日 (提出書類) 事務フロー◇ (根拠) IIの部記載要領XI(15)	(新設)
25	A	197	1 新規上場申請に係る提出書類一覧 (内国株券)	各委員会議事録及び執行役の決定に関する書面(写)	各委員会議事録及び執行役の決定に関する書面(写)(原)
26	A	197	1 新規上場申請に係る提出書類一覧 (内国株券)	最近5年間の連結子会社の計算書類(連結財務諸表を作成している場合は連結計算書類も含む)(写)	最近5年間の連結子会社の決算報告書(写)
27	A	237	主要な事業活動の前提となる事項に係る書面	「記載上の注意」の追加	
28	A	243	新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書	フォーマットの変更(「印」の削除)	
29	A	364	IIの部記載要領等	IIの部記載要領等の改訂に伴う変更	
30	B	416	市場第一部銘柄への指定に係る提出書類	最近5年間の連結子会社の計算書類(連結財務諸表を作成している場合は連結計算書類も含む)(写)	連結子会社の最近5年間の決算報告書(写)
31	B	417	市場第一部銘柄への指定に係る提出書類	(削る)	直前事業年度末時点における固定資産台帳(写)◆

項番	章	頁数	箇所	新	旧
32	B	417	市場第一部銘柄への指定に係る提出書類	申請事業年度の月次業績管理資料(写)◆	<u>最近1年間及び</u> 申請事業年度の月次業績管理資料(写)◆

(注)項目番号の変更等の軽微な修正については記載を省略しております。

平成24年11月8日